

平成 31 年 3 月 定例会

第 1 号 (平成 31 年 3 月 11 日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P4
<input type="checkbox"/> 会期の決定 .....	P4
<input type="checkbox"/> 諸般の報告 .....	P5
<input type="checkbox"/> 議案の上程 .....	P5
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明 .....	P7
<input type="checkbox"/> 一般質問 .....	P13
<input type="checkbox"/> 散 会 .....	P29

平成 31 年 3 月		池田町3月定例会議録		第 1 日		
招集年月日		平成 31 年 3 月 4 日		池田町告示第 3 号		
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		平成 31 年 3 月 11 日		午後1時30分		
散会 閉会		平成 31 年 3 月 11 日		午後2時40分		
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	三ツ本一雄	出	5	和田 義則	出
	2	宇野 邦弘	出	6	飯田 拓見	出
	3	佐野 和彦	出	7	岩崎 昭一	出
	4	飯田 茂治	出	8	森田 稔	出
会議録署名議員	8 番	森 田 稔	1 番	三 ツ 本 一 雄		
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長代理	田 中 喜 美 子	議 会 書 記	辻 本 明 佳		
	町 長	杉 本 博 文	保 健 福 祉 課 長	森 川 弘 一		
	副 町 長	溝 口 淳	産 業 振 興 課 長	長 谷 川 正 喜		
	教 育 長	内 藤 徳 博	教 育 委 員 会 局 長	清 水 真 盛		
	企 画 官	高 橋 宏 輝	教 育 委 員 会 課 長	山 口 正 幸 次		
	総務政策課長	山 崎 政 弥				
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り				

# 平成 31 年 3 月定例会日程表(第 1 号)

平成 31 年 3 月 11 日(月)

午後 1 時 30 分 開会

## 開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 30 年度 池田町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 30 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 30 年度 池田町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 31 年度 池田町一般会計予算
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 31 年度 池田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 31 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 31 年度 池田町簡易水道特別会計予算
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 31 年度 池田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 31 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 31 年度 池田町介護保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 31 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 17 議案第 14 号 池田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 15 号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 17 号 池田町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 18 号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について
- 日程第 22 議案第 19 号 池田町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 23 議案第 20 号 町道路線の認定について

日程第 24 議案第 21 号 ふくい嶺北連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

施政方針並びに提案理由の説明

日程第 25 一般質問

日程第 26 請願文書表

閉議

# 平成31年3月定例会会議録（初日）

平成31年3月11日

開始時間 午後1時30分

佐野議長

本日、平成31年、池田町議会、3月定例会が召集されましたところ、議員各位には、ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

只今の出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成31年、池田町議会、3月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第112条の規定により、

8番 森田 稔君、 1番 三ツ本 一雄君の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から18日までの8日間をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から18日までの、8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会、会議予定表のとおりであります。なお、委員会審議のため、12日から17日は、休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、11日と18日は本会議、12日から17日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

#### 日程第3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。本定例会に、すでに配布のとおり議案第1号ほか20件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。教育委員会事務局課長が都合により、出席できない旨報告を受けております。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4

議案第1号 平成30年度 池田町一般会計補正予算(第8号)

#### 日程第5

議案第2号 平成30年度 池田町国民健康保険 特別会計補正予算(第4号)

#### 日程第6

議案第3号 平成30年度 池田町国民健康保険診療施設 特別会計補正予算(第3号)

#### 日程第7

議案第4号 平成30年度 池田町下水道事業 特別会計補正予算(第3号)

#### 日程第8

議案第5号 平成30年度 池田町介護保険 特別会計補正予算(第4号)

#### 日程第9

議案第6号 平成31年度 池田町一般会計予算

#### 日程第10

議案第7号 平成31年度 池田町国民健康保険 特別会計予算

日程第 11

議案第 8 号 平成 31 年度 池田町国民健康保険診療施設 特別会計予算

日程第 12

議案第 9 号 平成 31 年度 池田町簡易水道 特別会計予算

日程第 13

議案第 10 号 平成 31 年度 池田町下水道事業 特別会計予算

日程第 14

議案第 11 号 平成 31 年度 池田町農業集落排水事業 特別会計予算

日程第 15

議案第 12 号 平成 31 年度 池田町介護保険 特別会計予算

日程第 16

議案第 13 号 平成 31 年度 池田町後期高齢者医療 特別会計予算

日程第 17

議案第 14 号 池田町職員の勤務時間 休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 18

議案第 15 号 池田町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 19

議案第 16 号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について

日程第 20

議案第 17 号 池田町簡易水道給水条例の一部改正について

日程第 21

議案第 18 号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 22

議案第 19 号 池田町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 23

議案第 20 号 町道路線の認定について

日程第 24

議案第 21 号 ふくい嶺北連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

以上、21 議案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。町長より施政方針並びに、議案の提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長 町長杉本)

○佐野議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、平成 31 年池田町議会 3 月定例会が開会され、平成 31 年度予算案をはじめ 21 議案のご審議を頂くにあたり、施政の方針とともに各議案について概略をご説明申し上げます。

はじめに、記録的な暖冬となったこの冬は、雪のない 3 月となりましたが、異常とも言えるこの気象は農業への影響は元より、災害への懸念も大きなものとなっております。喜んでばかりいられない中で、春を迎えたところであります。緊張感を保ちながら、今後の事に当たってまいりたいと存じます。

それでは、31 年度へ臨むにあたっての施政の方針について申し上げます。

平成 31 年度は、池田町の地方創生戦略実行プランの折り返しである 3 年目を迎えることとなります。これまでの 2 年間の取り組みを考察いたしますと「すみか、しごと、なかま」のテーマの下、種々の事業に取り組んでまいりましたが、今だ、総人口の減少には歯止めがかからない状況にあります。しかしその中でも、転入転出の人口動態である社会増へ向けては、もう 1 歩、数人のところにまで達してまいりました。また、交流人口、いわゆる観光入込数においては昨年 24 万 2 千人を数え、平成 20 年度数値の 12 万人を倍増する過去最

高値となりました。ともなつて観光関連の事業売上においても大きな伸びを示しております。これらは町民事業者の幅広い活動とともに、志津原における TPA の整備をはじめキャンプセンターの整備、まちの駅の整備、おもちゃハウスの整備、そして商品開発支援や営業活動支援などハード、ソフト両面への支援事業の成果が芽を出しはじめているものと考えております。

また、移住定住へ向けた若者世代に対する住宅整備支援事業や子育て支援としての「ママがんばる手当」や「ようこそ赤ちゃん事業」そして「ママケア事業」をはじめとしたこども医療費や各種健診の無料化事業などについても少なからず効果を生んでいるものと考えております。

しかし一方、空屋廃屋への対策や、地域自治の再興、あるいは交流人口から関係人口への高度化、暮 LASSEL 事業のビジネス化、観光協会をはじめとした観光の事業連携による事業の格上げやもてなしの品質向上化などにおいては遅れや未熟な点が課題となっております。

また「選ばない町は選ばれない」との教示もあるように農業をはじめとした環境向上活動や風景を守る取り組みは池田町の独自性、個性であり、言わば顔の取り組みでありましたが、近年は頭打ち状態が続き、取組体制や活動の進歩性が課題となっています。

これらの考察から平成 31 年度の町政テーマを「挑む一步を、持続する歩みへ」とするとともに「革新」と「保全」をキーワードに各種、各事業、日々の業務に取り組んでまいりたいと考えております。

取り上げるものとしたしましては、先ず、4 月 1 日から町民との協働バス（仮称）マイバスの運行を開始いたします。また 2 月に改訂いたしました池田町教育大綱において示された方向、方針に従い、教育委員会が核となって実行される「学校教育向上プラン」を強力に支援してまいります。

また 4 月から新たに子育て支援の一環としてお母さん達の情報交流とネットワーク化を図るとともに電子版母子手帳の機能を有した池田町子育て応援アプリ「こそだって」を開設してまいります。

また新庁舎、新図書館の建設計画に係る「森林資源循環モデル事業」（仮称）につきましては現在、木活、木育事業として取り進めている「木望プロジェクト」を「木望の森 100 年プロジェクト」として改名するとともに（仮称）山林再生計画を策定する中で、木材資源を活かしたバイオマスエネルギー事業の導入を図ってまいりたいと考えております。また加えて小水力活用事業についても調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。尚、新庁舎、新図書館の建設場所につきましては、目下、役場内において検討が進んでおります「行財政あり方 やり方検討委員会」の中間報告を受けて 6 月には方針を示してまいりたいと考えております。

また、先ほども申しましたが、環境風景向上化活動の格上げを図るため、(仮称)「水田の里、環境、風景保全条例」なるものを策定し、広告や看板等の規制やまちなみ景観等への規制、さらには水田農地における環境風景保全に対する役割、さらには住民と行政の果たすべき役目、分担などについて提案してまいりたいと考えております。

以上、31年度町政に臨む施政の方針といたします。

次に、町政に係る諸情勢についてご報告いたします。

先ず、足羽川ダム建設事業の状況についてご報告いたします。新年度の事業予算案は総額で76億9千8百万円となっており、引き続き付け替え道路工事導水施設工事等が進められるとともにダム本体工事へ着手していくとのことであります。尚、家屋の移転につきましては、昨年12月に全戸移転が完了したとのことであります。またダム転流工事の362メートル掘削工事は完了し、水海川導水トンネル工事につきましては2月15日現在で1,320メートル余りが掘削されたとのことであります。また、31年度が最終年度となります松ヶ谷、白粟地区における「水源地域振興交付金事業」につきましては集落内消雪水排水整備工事及び水田改良工事が計画されております。

次に冠山トンネル建設工事の掘削状況につきましては2月末現在で3,030メートルまで進んだとの事でありましては福井県側、岐阜県側合わせて23億円が措置されたとのことであります。

また、板垣坂の新トンネル、バイパス事業におきましては越前市側の明かり部工事が発注され、新年度においてはトンネル工事についても発注にこぎつきたいとの事でありましては。

また国道476号、白粟バイパス事業につきましては新年度、順次用地の取得を行うとともに、工事に着手して行きたいとのことであります。

以上、町政に係わる諸事の報告といたします。

それでは、本日もご提案致しました、各議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、平成30年度、池田町一般会計、補正予算、第8号につきましては、この度、6,016万7千円を減額し、総額を37億9,017万9千円と致すものでございます。

その主な内容は、事業の清算見込等による、増および減額の補正を行うものであります。これらの財源といたしましては、9款 分担金及び負担金で108万7千円の減額を。10款 使用料及び手数料で981万8千円の減額を。11款 国庫支出金で1,504万5千円の減額。12款 県支出金で1,902万円の減額を。13款 財産収入で459万4千円の減額。

15款 繰入金で1,939万8千円の減額。17款 諸収入で620万5千円の減額。18款 町債では1,500万円の増額をもって措置いたしたところでございます。なお、翌年度に繰越す、繰越明許費につきましては、別添第2表のとおり、4億1,455万5千円を、計上致しています。

次に、議案第2号、平成30年度、池田町国民健康保険、特別会計補正予算、第4号につきましては、190万6千円を減額し、総額を3億4,048万7千円といたすものです。

その主な内容は、事業実績に伴う、県負担金の減額によるものであります。

次に、議案第3号、平成30年度、池田町国民健康保険診療施設 特別会計補正予算、第3号につきましては、219万4千円を減額し、総額を1億8,785万5千円といたすものです。その主な内容は、医薬材料費の減によるものであります。

次に、議案第4号、平成30年度、池田町下水道事業 特別会計補正予算 第3号につきましては、2万9千円を増額し、総額を、2億6,350万5千円といたしました。また、下水道事業に係る繰越明許費としては、8,734万円を計上いたしました。

次に、議案第5号、平成30年度、池田町介護保険、特別会計補正予算、第4号につきましては、この度、400万円を減額し、総額を4億2,810万2千円といたしました。

その主な内容は、事業実績に伴う給付費負担金の精算によるものであります。次に議案第6号、平成31年度、池田町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算の総額を29億3,060万円と定め、ご提案致すものでございます。平成30年度当初予算と比べ、3億840万円の減、率にして9.5%の減となっております。

「挑む一步を、持続する歩みへ」の平成31年度町政のテーマのもと取り組む、池田町地方創生戦略プランに取り組んで参りたいと考えています。まず、2款、総務費におきましては、1項、総務管理費、12目、まちづくり自治費におきましての、ふるさと納税を地域づくりの後押しに活用する「ちっちゃな幸せ実現事業 プラス」の申請が増加していることから、100万円増額し、350万円を計上いたしました。14目、地域交通対策費におきまして、町民協働で運行する「マイバス事業」の運営と、車両購入に係る経費として、1,383万8千円を。また7項、企画費、2目、企画開発費におきまして、SDGSの観点から、地方創生を点検するため、研修等に係る経費として146万9千円を計上いたしました。

次に、3款 民生費 2項 児童福祉費 6目、子育て家庭支援費におきましては、ようこそ赤ちゃん事業、ママがんばる手当て等として、1,469万円を計上。4款 衛生費、1項 保健衛生費 4目、母子保健費におきまして、母親、乳児の健康や成長、予防接種管理等に有効な子育て支援アプリを導入するため、26万円を計上いたしました。6款 農林水産業費、1項、農業費、7目、農地費におきましては、今後着手されるトンネル工事の発生土の有効活用とあわせ、水田農業の効率を高めるため、中地区、清水谷地区のほ場整備事業の採択に向けた、調査等の経費として、1,845万円を計上いたしました。7款 商工観光費、2項、観光費、2目、観光開発費におきましては、冠山トンネルの開通により、交流人口の増加に対応するため土合皿尾地区を含めた志津原ファミリーリゾートの再開発基本計画を策定する経費として、278万6千円を。5目、観光情報発信費におきましては、平成26年2月に提言を頂いた、池田町農村観光中期実行計画について、状況の変化に伴う改定が必要なことから、新戦略プラン策定に係る経費として、147万円を計上いたしました。8款 土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費におきましては、老朽化したロータリー除雪車の更新として、4,787万2千円を計上しました。9款 消防費 1項 消防費におきましては、初期消火に真っ先に出動する、集落の自警消防隊の安全を確保するため、防火服等を各隊に配備いたしたく、204万円を計上し、地域の安全と、町民の防災意識の向上を図ってまいります。

10款、教育費におきましては、この2月に改定した池田町教育大綱の「育つ力を育てる」との理念のもと、学校教育向上プランを実行する教育委員会等をバックアップするため、1項、教育総務費、2目 事務局費におきまして、アクティブラーニングを実現するための「協同的学び」の学習の導入をはかるための、平成31年度は試行・研究期間と位置づけ、全教員が参加する研究会を立ち上げ、研修、先進校視察等を行う経費として、96万1千円を。またプログラム型学習から、プロジェクト型学習への取り組みについて、大学と連携した「村の遊びレッドデータ」調査事業を、中学校で実施する経費として、141万1千円を計上いたしました。また加えて、中学校教育環境の充実化を目指す、「まーるいテーブル会議」の経費として11万6千円を、教育活動の広報とともに、町民の理解や参加を促進する「教育だより」（仮称）を発行する経費として、10万円を計上いたしました。2項、小学校費、1目、学校管理費におきましては、チームティーチングのため、町費講師を配置する経費として、316万5千円を。特別教室のエアコン設置工事費として、292万4千円を計上いたしました。3項、中学校費、1目、学校管理費におきましても、チームティーチングのための、町費講師を配置する経費として、316万5千円を。

体育館トイレのバリアフリー化等の改修工事費として、291万6千円を計上いたしました。

以上これらの主な財源と致しましては、

1款、町税で2億4,252万8千円、7款、地方交付税で、16億9,240万円、

11款、国庫支出金で、1億2,893万7千円、12款、県支出金で、2億3,743万6千円、15款、繰入金で、1億102万円、18款、町債で、2億5,190万円などをもって、措置致したところでございます。

次に、議案第7号から第13号までの7各特別会計予算につきましては、総額で13億9,850万円と定め、ご提案致しました。とりあげて簡易水道特別会計におきましては、老朽化が進行し、耐震性の低い水道施設の更新を行いたく、新たに厚労省の補助を受け、計画的に進めてまいりたく、31年度は8,830万円を計上いたしました。各会計とも、健全性を保ちながら目的を果たしてまいりたいと考えております。

次に、議案第14号、池田町職員の勤務時間 休暇等に関する条例の一部改正につきましては、働き方改革の推進するための、関係法律の整備に関する法律が成立したことから、その趣旨に基づき、超過勤務命令の上限を規則に委任いたそうとするものです。

次に、議案第15号、池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する、条例の一部改正につきましては、学校教育法の改正に伴い、平成31年4月1日から、専門職大学が設けられ、その前期課程修了者が、児童館の職員として必要な資格取得者に該当することとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号、池田町特定教育・保育施設、及び特定地域型保育事業の、保育料等に関する条例の一部改正、につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、未婚のひとり親に対する、寡婦控除の見なし適用を行い、保育料等の軽減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号、池田町簡易水道給水条例の一部改正、につきましては、足羽川ダム建設事業の進展に伴い、大本地区住民の移転が完了し、大本地区飲料水供給施設の、取り壊しを行ったことから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号、池田町、農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、利用者の多様な実態に応じ、円滑な運営を図りたく、所用の規定の整備を行うものであります。

次に、議案19号 池田町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成

27年度に策定した、本計画に、新たな取り組みを追加するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案20号 町道路線の認定につきましては、国道476号、持越バイパスの完成に伴い、旧道を県から引き受けるため、新たに町道持越線を認定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案21号 ふくい連携中枢都市圏の形成に係る、連携協約の締結につきましては、福井市と池田町の間で、連携協約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日も提案致しました、議案の概略についてご説明申し上げました。何卒、十分、ご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○佐野議長

日程第25

一般質問を行います。これより、通告順により発言を許します。

和田 義則君

○和田議員

(議長、和田)

○佐野議長

和田 義則君

○和田議員

和田義則でございます。平成31年3月定例議会にあたり、一般質問をいたします。

まず最初に、複数の市町で作る「圏域」が行政を運営する構想について伺います。平成31年2月24日付け福井新聞によりますと、国は、人口減少が進む中、地域住民サービスを維持するため、新たな広域連携として、複数の市町で作る「圏域」が行政を運営する構想を作成したとしています。

この構想は昨年7月に、総務省の有識者研究会が2040年ごろの深刻な人口減少を見据えて提言し、圏域への法的権限や財源の付与も求め、政府は、来年夏までに一定の結論をまとめる方針としています。

私たちには、寝耳に水の話です。

平成26年に人口20万人以上の中心都市と近隣の市町村が協力して公共サービスに取り組む「連携中枢都市圏」や4万人を超す市が中心に生活圏を維持する「定住自立圏」は耳にいたしましたが、いきなりの新聞報道です。

さらにこの制度は、圏域を法律上の行政主体と位置付け、一定の権限や財源を移すことを想定しています。いろいろと、地域や圏域のあり方は議論されていますが、いずれも圏域の中心となる市に財源や権限が一層集中し、池田町のような小規模の町が衰退するような施策に思われ、新たな市町村合併を目指しているように感じます。

過去の市町村合併で合併された旧市町の人の話を聞くと、合併で何も良くなかったことがない。市の端っこに位置している為、予算も権限も自主性もなにもなくなり、こんなことなら合併しない方がよかったと嘆いていました。

人口や地域の衰退は大きな問題ですが、定住自立圏や一部事務組合の拡大などを含め地域みんなで協議して決めていく必要があると思います。池田町はこの構想に反対していると聞きますが、あらためて町長の考え方を伺います。

次に、池田町の道路網の整備について伺います

この質問は平成28年6月議会と平成30年6月議会で質問してきましたが、417号の整備を再度「板垣バイパスから冠山峠トンネル区間と旧今立町市街地部分の道路整備」ということで質問いたします

現在、池田町の道路整備は目を見張るような速さで進んでいます。国道417号では冠山峠道路整備が平成34年度に完成予定、板垣バイパスが、平成36年度に完成予定、国道476号では持越バイパスが平成30年に完成し、白粟バイパス整備が平成36年頃に完成する見込みとなっています。今後6年以内に交通難所が順次解消していきます。今後交通事情は劇的に改善されていきます。

しかし道路の整備は、作るのが目的ではありません。道路を利用して地域の発展に寄与していくのが目的です。

近隣の県と物の流れの活発化、観光地としての客の呼び込みによる活性化、さらに、近隣の市町への通勤、通学、特に30分以内で通勤出来れば環境が素晴らしい池田町に住んで越前市、鯖江市、福井市などへの通勤、通学が便利になります。共働き日本一の本県の主婦にとっては、通勤時間の短縮によりの家事の負担が減少され、池田町での住みやすさが増すでしょう。

観光では池田町のツリーピクニックアドベンチャーを核として、県内の観光地と岐阜、名古屋の中京圏とリンクして観光客の増加が見込めますし、福井県の観光戦略に組み込まれやすくなります。

しかし、トンネルは出来ても、池田町志津原から冠山トンネルの区間において冬期の積雪による雪崩が発生する危険箇所が数か所あります。さらに、センターラインが引けないような道幅が狭い区間や、急カーブの連続で走行に危険な区間もあり、幹線道路としてのさらなる整備が必要となります。これらの整備は冠山峠道路が完成し交通量が増大するまでに完成していなければ、冬季間通行止めや交通事故が多発する危険な道路となり、沿線の観光や経済活動に支

障を来すこととなります。

また、池田町内の市、上荒谷地区の国道 417 号と 476 号の交差点を改良しなければ将来の交通量の増加に対応できなく交通事故の危険性や冬季除雪の支障になる可能性があります。さらに旧今立町市街地内の交通隘路区間の整備等の整備が必要です。このように、トンネル部分は整備されますがそれを結ぶ区間の整備を急がなければなりません。平成 34 年度の冠山峠道路開通にはあと 4 年しかありません、道路管理者である県に対し改修を強く要望していかねばならないと思います。町の所見を伺います。

最後に農地の基盤整備について伺います。

池田町の農業については農業の従事者の方々がおいしいコメ作りに日夜頑張っていますが、担い手不足や圃場の小規模化など農業経営には苦勞をしておられます。池田町は過去にも圃場整備などを行ってききましたが、まだ農地の規模が小さく作業効率が悪い圃場が多いため、年々農業機械の大型化、高性能化が進む半面、農地の大規模化が追いついていかないのが現状であります。圃場整備事業を行えば多額の費用がかかり、地元の耕作者、土地所有者への負担金も必要となります。とても個人での地盤改良の整備には手が付けられないのが現状です。

最近、冠山峠トンネルや板垣トンネルを掘った残土の処理を目的に県や町が圃場整備に取り組むようになりました。この事業の良いところは、今まで建設事業により発生する良質な残土を山林などにゴミとして処分してきたのを土地改良の基盤として利用してその事業費の一部を道路や河川を整備する公共事業者である県、市、町の事業費で賄えることです。公共事業の残土を土地改良の一部に使用し、ゴミである残土が農地としてよみがえり、圃場も大規模化し農業の効率化で収益も見込めます。農業の担い手不足の解消にもなります。

しかし、現在は、それぞれの事業がバラバラで行っているため、これらを一つの仕組みとして地域活性化に生かしていく必要があると思います。幸い池田町は昨年、池田町農村・農業振興プランを策定しましたが、このプランの一環として総合的に取り組むべきと考えますが町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わります。

○杉本町長

(議長、町長杉本)

○佐野議長

町長、杉本君

○杉本町長

ただいまの和田議員のご質問にお答えいたします。まず一点目は昨年7月に総務省が公表した自治体戦略2040構想研究会第2次報告の中において今後圏域が主体となる行政の標準化を進めようとする事への私の所見をお訊ねでございます。私も和田議員のご懸念と同様、不審を抱いております。この報告書では新たな自治体行政の基本的な考え方と銘打ってスマート自治体への転換、新たな法人化等への組織化の強化、中心となる都市機能を守る、そして県、市町村の二層制を柔軟化する仕組みが必要とうたっております。まさに議員ご懸念の新たな市町村合併、さらには道州制への布石と感ずる仕方のない内容になっていると感ずっております。ましてやこの報告を受けるかのように政府においては第32次地方制度調査会を立ち上げ審議が進められていることは大変憂慮すべき事態であると考えております。これらの懸念は全国多くの市町村長が共有しており全国町村会、全国市長会はともに連携いたしまして市町村の権限や財源を制限することとなる可能性のある制度を検討するにあたっては慎重な検討が必要である、また憲法にある地方自治の本旨である団体自治住民自治の観点からも問題がある、さらには今市町村が必死に取り組んでいる、地方創生という挑戦に新たな改革を持ち込み、市町村の努力に水を差すなどの強い意見を政府に提出いたしております。

次に2点目の国道417号線の道路改良促進へのご質問にお答えいたします。議員がご指摘の志津原上流域におけるボトルネック部分につきましては、県とも協議検討が進んでおります。冠山トンネル開通までには支障のないよう改良を行いたいとのことであります。また加えて本線における雪、雪崩対策についても計画的に進めたいとのことであります。また、市地係から板垣への改良につきましては目下計画されている土地改良と合わせて計画実施できないか、県とも調整協議をする予定となっております。なお以前にも要請頂きました旧今立町中心部における本線の改良促進におきましては越前市の取り組みに関連することですのでお答えを控えさせていただきます。

次に3点目の水田圃場整備、土地改良事業の推進についてのお訊ねにつきましては、地権者負担金の受託、さらには水田風景の保全など課題もあることから、大型圃場整備には限界があるろうかとも存じます。町といたしましてはこれらの課題にも注目しながら小規模土地改良事業の支援を主に対処できればと考えております。

以上和田議員へのお答えといたします。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、和田 義則君 よろしいですか。

○和田議員

はい、和田

○佐野議長

はい、和田義則君

○和田議員

いまのご答弁だと全国町村会を通じて、強力に国に対して要望していくということでございますので、さらなる力を持って池田町を守る為に国に要望して行っていただきたいと思えます。以上です。

○佐野議長

次の質問者、宇野 邦弘君

○宇野議員

(議長、宇野邦弘)

○佐野議長

宇野邦弘君

○宇野議員

日本共産党の宇野邦弘でございます。大きく4点質問いたします。  
一点目は教育大綱の改定の問題についてです。

総合教育会議で新しい池田町の教育大綱が発表されました。

大綱の「はじめに」という文書の中では、「本町では平成29年3月に、中学生の自殺という悲しい出来事が発生し、小規模な地域にある学校においてこのような出来事が、発生

したことに大きな衝撃を受けました。同時にこのようなことを繰り返さないために、教育の在り方を考え、必要な取り組みを進めていくことが急務となっております」こう表現し、「今後の教育の方針を明確にするために、学校教育を中心として教育大綱の改訂を行う」としています。

教育大綱は町長が招集し責任者となる総合教育会議として決めるものです。

そこで、町長に質問いたします。

事故調査委員会の最終報告書を受けて、総合教育会議は一昨年、平成29年12月27日に開催されていますけれども、その後総合教育会議は何回開催されたのですか。教育大綱改定委員会の設置を決めたのはいつですか。委員はどういう

メンバーでやると決めたのですか。検討会議は4回にわたって開催され、議事録概要はホームページでも公開されています。メンバー構成については明らかにされていません。なぜですか。

事故調査委員会の最終報告書では、「生徒の自殺は担任、副担任による度重なる叱責を受け続け、家族もそのことを学校側に訴え続けたのに、対応が変わらないまま、逃げ場のない状況に追い込まれたあげく、自殺せざるをえなかった」  
こう結論付けているはずですが。

生徒どうしのいじめでなく、いわゆる指導死であると結論付けたのです。そして、大方の人の受け止めとして、こうした背景にあるのが、「学力偏重」の教育体制、学校教育の中身、あり方に原因があったと受け止められているんです。

町長にお聞きいたします。一昨年12月議会、私の質問に対して町長は「学力至上主義、全国一斉学力テストなどが自殺の直接的な因果だとは考えていない」と答弁されました。

しかし、今回の教育大綱の改訂の中では、当初の教育大綱の中にあった「県内でも上位にある現在の学力水準を維持、向上していく」という趣旨の項目が削除されています。これは、当然のことです。一昨年の町長の議会への答弁の認識とずれているんじゃないでしょうか。それとも、大綱は大綱で、町長の認識は一昨年12月議会の答弁のまま、こう理解してもいいのでしょうか。お聞きいたします。

町長は教育大綱改定の議論の中で、「ただ単に活字のある文書を作成するというだけでなく、作り上げる過程が大切」と発言しています。まさにこれはその通りであります。

でも実際はどうか。今回の改訂について検討委員会は非公開で行われています。遺族の方からの傍聴させてほしいという願いも拒否しています。マスコミにも非公開でマスコミからも批判されています。

今回の新しい教育大綱について、遺族の方もこの中身について疑問を呈し、「納得できない」との意見書も出しています。これに何らこたえようとしないまま、拙速に決めてしまいました。

これでは、町長が言う「単に活字のある文書を作成」したというだけではないという事にならないのではないですか。過程が大事といいながら、なぜ急いだのか明確な答弁をお願いします。

この中身についても、例えば、「目指す学校の姿」という項目がございすけれどもこの中で、「教育が学校任せとなり、その結果、様々な問題が発生しがちであるといわれています」まあ、しがちであるという表現でありますけれども、生徒の自殺という悲痛な事件を受けて教育大綱を改訂すると言いながら。教育が学校任せになっていたからさもこういう事件が起きたというかのような表現

じゃないでしょうか。

自殺の原因を究明した調査報告書を踏まえて、教育大綱の改訂が論議されてきたはずなのに、なぜ、「教育が学校任せとなり、その結果、様々な問題が発生しがち」なのでしょう。地域や保護者が生徒の教育について学校任せになっていたから、生徒が自殺に追い込まれたのでしょうか。そうではないはずです。この実態は、遺族が何度も学校に言っても、校長や担任に言っても変わらなかった、学力テスト偏重、学力至上主義の背景のもとで、成績主義で生徒を追い詰めてきた副担任などの異常な「指導」の結果の「指導死」なんです。このことは調査委員会報告書でも「副担任の教員としての資質が問われる」と書かれていることから見ても明らかな事じゃないでしょうか。

以前の議会答弁の中でも明らかなように、この検討委員会では事故調査委員会の報告書全文は配られてもいなく、まともに論議されていない。検討委員会の議事録を見ても、議論されたことは表面的な現象だったり、教育現場における要望であったり、自殺に至ることで生徒が突き付けた教育現場における根源的な問題、教育の本質に立ち返っての議論や検討が本当になされたか、疑問です。

生徒同士のいじめでなく、教師からの叱責という最悪の事態を受けて、正面から、根本的なことから目を背けずに、時間を要してでも取り組んでいくことが求められているんじゃないでしょうか。遺族の方も納得していない大綱を改訂を形の上だけで急いでしても、無念の死を選ばざるを得なかった生徒さんの想い無駄になってしまいます。

町長にお聞きいたします。議事録によれば町長は、「子供もたくましさを身につけなければならない」と語っています。また、「保育園や幼稚園からたくましさ育て、どういう子育てをしていくのかの視点が必要だ」と発言しています。

この趣旨はどういうことでしょうか。受け止め方によっては、たくましくないから、弱いから自殺するとか、弱いのは悪いことだ、こういう考えにつながらざるを得ないんじゃないでしょうか。弱いものはダメ、ついていけないものはダメ、こういう烙印になりかねない考えではないでしょうか。いかがですか。

さらに町長は、再発防止のために、「学校だけでなく社会も協力者になり、今後のことに覚悟を持って取り組む」と述べられています。「覚悟をもって」、先ほどの施政方針の中でも学校教育向上化プラン、教育委員会として強力に進める、こういう表現をされております。

こうした表現は一見立派に見えますけれども、思想信条、意見やし好の多様性の尊重、個人の自由な発想と価値観、まさに多様性を認めあう、こういう社会、その観点から見たらどうでしょうか。上からの押し付けになりかねない、ことをはらんでいる言い方ではないでしょうか。

調査委員会の報告書は、最後のところで、「子供の権利条約には、その子らしく育つ権利を保障しなければならない、子供の意見表明権を尊重しながら、子供の生きる権利、保証されるべき子供の権利、その子らしく生きる権利を保障しなければならない」と提言しています。

このことは、子供はいつも保護し、指導される対象ではなくて、考える力を自ら育て、思いを身に着けるべく育っていくものであって、上から教え込むのではなく、強力に上から押さえこむのでももちろんありません。本来持てる力、内在する可能性と力を引き出す、これが大事な視点ではないでしょうか。

以上の立場から、教育大綱の再度の根本的な抜本的な見直しを求めて次の質問に移ります。

2点目は、国民健康保険税の引き下げ、とりわけ子どもさんなどの均等割りの廃止についての提案です。

池田町の国民健康保険の加入世帯は379世帯、577人と昨年秋現在でなっていますけれども、国民健康保険税の負担は大変重いもので、年間収入の一割、2割占めています。

全国的に見ても国保の加入者はかつては七割が農林水産業と自営業者、今では43%が年金暮らしの方、34%が、非正規雇用の方です。弱い立場の人が加入しているこれが国民健康保険です。この国保が社会保険などの協会けんぽに比べて本当に高い保険料になっている大きな要因として国保にしかない家族の数に応じてかかる均等割り、各世帯に定額、定まった額でかかる平等割、これがあります。子どもがひとり増えたら、負担が増えてしまう。時代錯誤の人頭税です。

こうした実態のもとで、全国知事会や全国町村会は一貫して国庫負担の増額を求めており、2014年には「1兆円の公費投入を増やし協会けんぽ並みの保険料に」と国と与党に求めています。

今年、国は3400億円の財政支援が行われましたけれども、全く不十分です。

ほかの社会保険のように、均等割りと平等割を廃止して、所得に応じた保険料にすべきです。国保にしかない、この均等割りと平等割の総合計は、全国でおよそ1兆円とされています。1兆円の公費投入で、協会けんぽなみの保険税への引き下げは可能です。

お聞きいたします。池田町の場合均等割り分、平等割分の総額はいくらになりますか。

その分が町が負担できれば、大幅に安くできます。例えば、年収400万円の4人家族モデル的な世帯の場合、現在29万円が、13万5千円にまで下がります。年金夫婦世帯、夫の年金230万、妻50万円の場合、11万6340円が44600円になるという試算もできます。

国に公費投入を求めながら、町として国保の基金の活用、一般会計からの繰り入れ改めて求めると同時に、こうした均等割り、平等割を無くす、とりわけ子供さんの均等割りをなくすという事を進めて頂きたい。

国保の問題で、高く払えず滞納せざるを得ない、まともな保険証もらえない事態も増えています。池田町の昨年の短期保険証は14世帯、資格証明書、資格はあるけれども保険証はもらえない、病院に行ったら10割負担、こういった世帯も4世帯との資料もありますが、直近のそれぞれの常用はどうなっていますか。

滞納があるからとて、機械的に対応せず、資格証明でなく、せめて短期保険証を発行することを求めます。永平寺町や南越前町では資格証明書は発行していません。滞納せざるを得なくなった世帯に対してもすべて短期保険証で対応しています。こうした対応を求めます。

3点目に、森林環境税の活用計画、森林経営管理法施行に伴う施策について簡単にお聞きします。

森林経営管理法の施行に伴い、町が伐採計画などを森林の様々な計画を作ることが求められています。

昨年六月議会の私の質問に対し、課長は「今後所有者の意向調査を進めたい」と答弁しました。また、町長は「単純に伐採して出荷ということではなくて、山林資源が循環できるモデル事業というようなものを検討している」「森林組合との連携、林業振興について必要な処置は講じていきたい。」と答弁されています。現在の時点でこうした具体化はどうなっているのか、先ほどの施政方針の中では山林再生事業等々について触れられておりますけれども、現在どうお考えなのかお聞きしたいと思います。また、森林環境税の池田町への配分が、今年4月から毎年1200万円、こういう答弁でしたけれども、実際はもっと多いではありませんか。

また来年度予算の林業振興費を見たら1307万円と昨年度より612万円も減額されています。森林組合の間伐などの造材実績も目標の半分にしか届かない事態も生まれています。林業振興、本当に厳しい事態です。こうした現実を町としてどう認識し、どう打開しようとしているのか。町長の見解を伺います。最後に来年度見直しになる、入学支度金制度、あるいは住家補助事業の継続を求めます。

一つは入学支度金の来年度以降の継続です。小学一年、中学一年、高校一年の入学時に入学支度金が支給されて、喜ばれていますが、来年度見直し時期になります。もし、廃止になれば、来年4月に中学に進むこどもたちは、小学校入学の時は制度がなくて、中学に進むときにはなくなってしまうことになってしまいかねません。

また、住宅新築などの住家支援事業、基本的には31年度で見直し、こういうパンフレットもすべて平成31年度末までとなっています。ぜひ、こうした制度、町民からも喜ばれている制度です。来年度以降も継続するよう求めて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○杉本町長  
(議長、町長杉本)

○佐野議員  
町長、杉本君

○杉本町長  
宇野議員のご質問にお答えいたします。

一点目のこの度改訂した教育大綱に関連したご質問にお答えいたします。まず常に献身的な議論検討を頂いた検討委員についてはご心情に配慮し広く公表することを控えさせていただきました。また検討委員の委員会の審議につきましては4回開催いたしました。

次に旧大綱にあった学力水準の維持向上の文言が改訂版に見当たらないのはとのお尋ねにお答えいたします。まずこの度の大綱改訂につきましては学校教育を中心とした改訂とするともに旧大綱での提案の構成様式についても全面見直しをしております。また旧大綱では教育の文字にある教えの部門が際立っておりますが改訂版におきましては育む、そして学ぶ、協働する、がキーワードになって構成されております。よって私の見解といたしましては、学問の場である学校における学力の維持向上については当然のこととしてとらえ、特別な記述は必要ないものと理解をいたしております。

次に、なぜ急いだ改訂なのか、のお尋ねにお答えいたします。べつに慌てて急いだといった内容だとは思っておりません。あの悲しく痛ましい事件が私達に語り訴えた中から根本、基本を見直そうと考え取り組んだものであります。また、事故等調査委員会の報告提言が活かされていないとの指摘がありました。が、まったくそのような事はないと考えております。

次に子ども子育ての中でたくましさを身に付けることの重要性についてお尋ねがありました。これは子ども達一人一人が社会に行き、人生を生き抜いていくには人と交わる力、責任を引き受ける力、緊張や葛藤の折り合いをつける力、そして新たな価値を生み出す力などといったこれからの時代に必要とされる力をいかに育てるかは重要な視点であるとの意味と共に池田町の小規模な学校や地域においてはこれらを育てる環境としては不利な面があるので工夫が必要で

はないか、との私見として述べたものであります。

次に改訂した大綱の見直しとのご意見がありました。本大綱は本年 2019 年度から 2023 年度までの 5 年を期間として学校教育を中心に方針方向性を示したものであります。今後の取り組みと共に、不断の検証を図りながら期限には考察を実施したいと考えております。

次に、要請頂きました入学支度金事業、住宅建設支援事業の補助事業につきましては平成 31 年度においても予算計上いたし、本定例会にご審議をお願いいたしております。

以上宇野議員へのご質問の答えといたします。

○保健福祉課長

(議長、保健福祉課長 森川)

○佐野議長

保健福祉課長 森川君

○保健福祉課長

ただいまの宇野議員の国民健康保険税に関するご質問にお答えいたします。まず、国民健康保険税の税負担についてのご質問ですが、全国知事会、全国町村会において、国民健康保険の安定的運営に向け、国による財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることを要望しております。国民健康保険は平成 30 年度より都道府県が財政運営の責任主体となりました。国も毎年 3400 億円の公費投入など、財政支援の拡充を行っております。しかしながら国民健康保険は低所得者や医療ニーズの高い高齢者が多く加入しているなど構造上の問題を有しております。国民健康保険を持続可能なものにするための制度の見直しや財政基盤の一層の強化については、今後も全国知事会や全国町村会が引き続き要望を行うものと考えております。

続きまして均等割と平等割についてのご質問ですが、平成 31 年度当初予算で、国民健康保険税の総額は約 4,000 万円と見込んでおります。その内、国民健康保険加入者の人数に応じて均等に負担する均等割は、約 1,500 万円となります。また、国民健康保険に加入する全世帯が平等に負担する平等割は約 700 万円となります。いずれも軽減措置後の金額となります。また、18 歳以下の国民健康保険加入者の均等割額は 1,177 千円となります。

次に、短期被保険者証、資格証明書の交付世帯についてのご質問ですが、短期被保険証と資格証明書の交付は、国民健康保険の被保険者間の負担の公平化

を図るとともに、保険税滞納者対策として設けられたものです。国民健康保険税の滞納状況により対応しております。平成30年10月の被保険者証切り替え時期においては、短期被保険者証が8世帯、資格証明書が3世帯となっております。

以上で保健福祉課からの、宇野議員へのお答えとさせていただきます。

○産業振興課長

(議長、産業振興課 長谷川)

○佐野議長

産業振興課長、長谷川君

○産業振興課長

ただいまの宇野議員のご質問にお答えいたします

森林環境譲与税の活用計画、森林経営管理法施行に伴う施策の計画についてお答えしたいと思います。まず、一点目の森林環境譲与税の池田町への配分、今後5年間の予定額は、今年度予算にどのように反映しているかの質問でございます。

まず、森林環境譲与税の池田町への配分についてですが前回、6月議会でご報告させていただいた金額、福井県の試算であります。平成31年から33年各年度1千2百万円と試算されておりましたが、林野庁の一部試算方法に変更があったため平成31年から平成33年度、各1千3百万、平成34年から平成35年度が各1千9百万円となっており、今後5年間で7千7百万が見込まれております。

次に今年度予算にどう反映しているかについてです。森林環境譲与税にかかる法案が、平成31年2月に国会に提出され審議されているところです。池田町としては、本法案成立後速やかに基金条例を議会に提出したいと考えております。

2点目の森林経営管理法の施行に伴う、今後の進展計画についてでございます。池田町の人工林7,816haのうち、経営管理が行われていない恐れのある人工林が約1,100haとなっております。これらの森林について、森林経営管理法に基づく意向調査を実施するとともに、今後、必要に応じて経営管理権集積計画を定め、森林の経営や管理を意欲と能力のある林業経営者に再委託するなどの措置を検討しているところです。こういった取組により、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化が図られるよう努めて参ります。

3点目の森林資源環境モデル事業についてで、ございます。森林資源の利活

用につきましては、役場職員が先進地視察を実施するなどにより、町内への熱供給や発電事業などの新たな森林資源の利活用について検討を進めているところです。また森林資源の利活用につきましては、町有林を中心とした基礎調査を実施して、資源循環の仕組み作りについて検討し、方針を示して参りたいと考えております。

また、森林組合との連携、林業振興への処置につきましては、森林整備推進事業において間伐材の搬出等に対して、池田町独自の補助事業を実施するなど、林業振興に必要な措置を講じているところであります。

4点目の林業振興費の大幅な減額、森林組合の今年度の間伐・造林の実績大幅ダウンなど、町内林業の実態をどうとらえ、どう打開しようとしているか。のご質問でございますが、平成30年度におきましては、議員ご指摘のとおり森林組合による間伐・造林の実績が大幅に低下しているところです。こちらにつきましては、森林組合職員の減少や作業員の確保が難しいことなどによるところと聞いております。平成31年度においても、森林組合におけるこういった状況の変化が見込めないことから、今年度実績と同等の事業量を見込んだ結果、林業振興費が減額となったものです。

以上で宇野議員のお答えといたします。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野議員

(はい 宇野邦弘)

○佐野議長

宇野 邦弘 君

○宇野議員

四点ばかりあります。一つは町長、学力至上主義、学力偏重ということが、こうした自死の直接的な因果だと考えていないという認識については今も変わらないのか、まだ答弁がございませんでした。教育大綱を急ぐべきでないという点で、たとえば私、教育大綱2019年2月福井県池田町という文書がホームページ通じてあるいは理事者から頂きました。一方、2019年4月というふうにかかれた池田町教育大綱というコピーも見ております。公的に配られているのは2月ですけれども、この4月というものもあります。単なる間違いだったのか、急いでいるというひとつの背景としてあるんじゃないかなという点を再度お聞

きします。それから、資格証明書と国保の問題で短期保険証の話がありましたけれども、資格証明書ではなくて短期保険証を渡すというふうには考えていないのかと、言う点です。18歳以下が117万円、均等割りを無くそうと思ったらという額は本当にわずかな額ですので、ぜひこれは均等割り子どもさんの分についてはなくすということも検討して頂きたいという点です。以上です。

○杉本町長  
(議長、杉本)

○佐野議長  
はい、町長杉本君。

○杉本町長  
いまほど、ご質問いただきました、まず2月と4月の件ですけれども、おそらく事務的な手続き上2月との段階で出したものと、あるいは今申しましたように2019年度から5か年間ということでしたから、その後に出されたものは4月というふうに書いたものではないかと思えます。なにかそこで隠ぺいしたか何かそういうようなことになるものではなく、事務上、2月の時点では2月、あるいは2月を済んで大綱をお認め頂いたところから、新しい年度が始まるということで4月と入れたのではないかと思えます。中に大きな違いがあったり、なにかあったというふうには思っておりませんので、そこらはお確かめいただきたいと思っております。

それからもう1点、学力至上主義の点についてご質問を再度いただきましたけれども、前のその時にも申しましたけれども、学力至上主義というのを言い変えると、学力絶対主義というふうになる、そういうようなことは行っているというふうには思っておりません。そのようにお答えしたのではないかと思っております。学問の場で学力をひとつの成績というんでしょうか熟度力を見るというのには点数というものはある程度公平に見れるものですがけれどもそれが絶対なんだというようなことが行われているという風には感じていません、というふうにご答弁させていただいたのではないかと思いますので繰り返しお答えをさせて頂きたいと思えます。以上でございます。

○保健福祉課長  
(議長 保健福祉課 森川)

○佐野議長

保健福祉課長 森川君

○保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。子どもに限定した均等割りの軽減措置についてですが、低所得者の均等割りについては軽減の措置が講じられております。また子供に限定した軽減措置については国の制度改正が伴うものであり、県が全国知事会を通じて見直しについて要望しております。なお制度改正を伴わない独自の減免についてですが、県が財政面の責任主体となり将来的には保険料の統一を目指しているなかにおいては県内各市町村と足並みをそろえる必要があると考えます。また独自減免をした場合の財政補てんをどのようにするか、ほかの被保険者間でまかなうのかといった問題も生じます。そのようなことから子供の均等割額の軽減措置については現在のところ考えておりません。また、資格証明書の発行についてですが、有効期間の短い短期被保険者証については保険税を滞納している世帯に対して交付されます。その後もなお保険税を滞納している世帯にたいしては資格証明書の交付となります。短期被保険者証や資格証明書を交付する主な目的は納付相談の機会を確保することです。この納付相談を通じて分割相談に応じたりするなど個々の現状に合わせた徴収に努めております。以上で宇野議員のお答えとさせていただきます。

○佐野議長

はい 宇野邦弘君

○宇野議員

はい、宇野邦弘。町長、もう一点だけ。先ほどの町長答弁で入学支度金などの平成31年度予算でちゃんともっているという事でしたけれども、私が聞いたのは31年度以降も是非継続してほしいという質問です。それから教育大綱の問題については、2019年4月というふうにかかれた文書の、私がみたものは、はじめのという文章の中に、別の文言が入っていました。その文言は、教育が学校任せになっていたという表現です。という点では、2019年4月という大綱の中にははじめの中に、そういう学校まかせになっていたという表現は入っていません。そういう面では、学校まかせになっていたのが原因だというふうにとらえかねない大綱になっていたという点では非常に不十分だと、重ねて再検討を求めて質疑をおわります。

○杉本町長  
議長、杉本

○佐野議長  
町長 杉本 君

○杉本町長

補助事業の件に、まずお答えしますけれども、31年度は予算に計上いたしましたという事でございます。先ほどもご指摘いただきましたようにそれ以降につきましては検証をさせて頂いて、議会のご同意があれば予算計上をしていくと作業になるのではないかと感じておりました、いわゆる32年度のことにつきましては私がこの場所で何かを確約、お約束するということには差し出がましき思った次第でありまして、31年度分につきましては予算を計上させていただきましたということでございます。31年度事業のご利用、あるいはその成果、こういったものが十分検証させていただきまして、32年度につきましては検討させていただくということでお許しを頂きたいと思っております。それから今ほど大綱につきましてはのご指摘の点でございますけれどもまず4月の段階のもので消えているという事につき、実は事件のご家族に前もって教育委員会の担当者が説明をさせて頂いた折に、今、宇野議員のご指摘のようなご意見があったと、いうふうに聞いております。それで検討委員のみなさんにもお諮りして、こういうご懸念があるので、削除して文章を構成させて頂きたいというご了解を得てその文書ができたのだと思っております。しかしご家族の方からそういうご指摘を受けたと聞いておりますけれども、われわれといたしましては、ご家族あるいは、誰かを差して教育というのが学校任せになっていたというような意味合いで述べたものではございませんし、学校まかせになっていたことが何かを誘発したと、そういう意味のもので、初めの段階でのせつつもりはありません。一般的な社会のありようのなかで、学校にまかせっきりの点はなかったのかという、中教審の答申の中にもふくまれておりましたし、またわれわれ行政、あるいは教育行政に携わる者の自責といたしましても、そういったことは反省すべき点ではなかったかと、というような意味合いを持って文章を作ったわけでありまして、ご家族の方からの大きな懸念がしめされたものでございますので検討委員の皆さま方にもご了解を頂いて書きなおしたという事でございますのでぜひ、ご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

○佐野議長

これもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの、施政方針に対する、関連質問がありましたら、お受けいたします。質問ありませんか。

これもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第1号から 議案第21号までを、会議規則第38条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思っております。

日程第26

請願文章表を議題と致します

本定例会までに受理しました請願は、お手元に配布してあります、請願文章表の通りであります。

お諮りいたします。

請願第1号につきましては、総務厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、総務厚生常任委員会に付託することに、決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会時間 午後2時40分